

船舶事故等調査報告書

平成25年1月24日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012横第96号
事故等種類	衝突（岸壁）
発生日時	平成24年1月5日 09時15分ごろ
発生場所	京浜港東京第3区大井水産物ふ頭岸壁 東京都大田区所在の東京西防波堤灯台から真方位315°1,320m付近 (概位 北緯35°35.7' 東経139°46.4')
事故等調査の経過	平成24年6月28日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第二十九 <small>ほまれ</small> 警丸、379トン
船舶番号、船舶所有者等	129963、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	球状船首に亀裂を伴う凹損、船首部外板に凹損
事故等の経過	本船は、船長ほか日本人5人及びインドネシア人14人が乗り組み、船首約2.3m、船尾約3.8mの喫水で京浜港東京第3区大井水産物ふ頭J岸壁に着岸作業中、平成24年1月5日09時15分ごろ同岸壁に船首部分が衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西北西、風力 3、視界 良好 海象：潮汐 上げ潮の初期
その他の事項	船長は、東京西航路の入り口から岸壁前まで微速力で航行し、岸壁前で行きあしを停止して回頭後、約0.1ノットの速力で岸壁に接近を始めた際、北寄りの突風により岸壁に圧流されている状況に気付くのが遅れた。
分析	
乗組員等の関与	あり
船体・機関等の関与	なし
気象・海象の関与	あり
判明した事項の解析	本船は、京浜港東京第3区大井水産物ふ頭の岸壁に着岸作業中、行きあしを止めた状態から回頭して同岸壁に接近していたところ、北寄りの風に圧流された際、船長が岸壁への接近に気付くのが遅れたことから、同岸壁に衝突したものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、京浜港東京第3区大井水産物ふ頭の岸壁に着岸作業中、北寄りの風に圧流された際、船長が岸壁への接近に気付くのが遅れたため、同岸壁に衝突したことにより発生したものと考えられ

	る。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・着岸作業中は、突風に圧流されることも考慮し、いつでも機関を使用できるようにしておくこと。